放射性物質測定結果 【鶉島浄水場】

R4年度3月～

［単位：Bq/kg（ﾍﾞｸﾚﾙ/ｷﾛｸﾞﾗﾑ）］

浄水場名	鶉島浄水場		
検査項目	放射性ヨウ素 （I131）	放射性セシウム （Cs134）	放射性セシウム （Cs137）
管理目標値（注1	—	放射性セシウム合計で10	
令和5(2023)年3月14日	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.78未満)	不検出 (0.77未満)
令和5(2023)年6月13日	不検出 (0.85未満)	不検出 (0.92未満)	不検出 (0.84未満)
令和5(2023)年9月12日	不検出 (0.87未満)	不検出 (0.84未満)	不検出 (0.86未満)
令和5(2023)年12月12日	不検出 (0.84未満)	不検出 (0.82未満)	不検出 (0.83未満)
令和6(2024)年9月17日	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.95未満)	不検出 (0.90未満)
令和6(2024)年10月8日	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.82未満)	不検出 (0.95未満)
令和6(2024)年12月16日	不検出 (0.87未満)	不検出 (0.76未満)	不検出 (0.83未満)
令和7(2025)年3月11日	不検出 (0.89未満)	不検出 (0.65未満)	不検出 (0.83未満)

測定機器による検出可能な測定値を検出限界値といい、この値未満は不検出と表記しています。
表中の（　）の数値が検出限界値で、測定毎に値は変化します。

注1）　平成24年3月5日付健水発0305第2号厚生労働省健康局課長通知「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」における水道水の管理目標値